

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取り扱いに関するFAQ」において、助成金等・利子補給金の収益計上時期や、民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度の保証料補助に関する取扱いが更新されました。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 356 回

皆様頑張ってみえることと思いますが、少し心配な事があります。それは信用金庫や中小銀行が、貸付金の回収に着手し始めている事です。コロナを乗り切るために政府主導で昨年からの積極的に貸した資金を、いよいよ自行のため回収に入りました。

コロナがなかなか収まらない現状、企業の売上はなかなか伸びてきません。借入金を返済するどころかまだ資金が必要な時です。もし再度借入ができるものなら、借入をしておいてください。ほんとうに厳しい時代に入ってきます。十分ご注意ください。

一方、国が中小・中堅企業の思い切った事業再構築を支援する補助金を出します。すなわち、**新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、企業・団体等の支援を行います。**

政府もこれから単なる中小企業に対する支援は行わず、積極的な取組を行う企業に対して支援を行います。皆様ぜひ努力して、少しでも人・国のためになる企業を目指してください。生産性を向上させてください。なおこの補助金の詳細については、当事務所の担当者にお声がけください。

さてそこで、生き残るための生産性改革について少しお話します。

高度成長期にわが国の企業は優れた経営力を発揮し高い生産性の向上を実現してきましたが、21世紀に入って高度な情報技術の進展などに伴う国際競争力の強化に後れをとり、生産性のパフォーマンスは劣位に陥ってしまいました。いま産業・企業におけるイノベーション力や付加価値創出力の再生が急務であるといえます。そのためには技術革新を通じて、生産性の向上と新たな市場の創造、革新的なビジネスモデルの創出を進める必要があります。そこには新しい技術を生み出す創造力と柔軟性、決断力とコミュニケーション力といった人間力が基本となり、知的能力を高める教育の充実と未知の分野に挑む研究開発の強化が必要です。

また企業の付加価値の増大に向けて経営力の強化がカギとなります。経営人材の充実とともにデジタル化に適応して情報の収集・分析・予測の技術を生かす高度な企業戦略機能とそれを担う人材の育成確保が欠かせません。さらにベンチャー企業の活動を促進するとともに、失敗を恐れず、チャレンジ意欲と緻密な戦略性に富んだ経営者の育成が重要となります。そのために上記の中小企業の事業再構築を支援する補助金政策が設けられたものと思われます。皆様頑張ってください。

前田の《今人生を語る》第 261 回

めざめよ日本人 (183)

このコロナ禍でもう一度、自分を見つめなおす事が必要です。

- ・すなわち人生のすべては自分の心が映し出されます
- ・喜んで感謝すれば、悪しき「業」も消えていく
- ・利他という土台の上にこそ、成功という家が建つ
- ・従業員心が変われば会社は劇的に変わる
- ・あきらめない意志の力が会社をよみがえらせる
- ・人格を高めなければ人の心は動かせない

稲盛和夫氏の『心。』からです。参考にしてください。コロナ禍の今だからこそ重要です。

1. 交付を受ける助成金等

(1) 基本的な考え方

国や地方公共団体により助成金等の交付が決定された日に収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上します。

(2) 特定の経費を補填するもの

その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続きをしている場合には、その経費が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収益が対応するように、その経費が発生した日の属する事業年度として取り扱います。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、事前の休業等計画届の提出が不要とされている雇用調整助成金の収益計上時期は、原則通り、交付決定日の属する事業年度となります。

(3) 固定資産の取得等に充てるために交付を受ける国庫補助金等に係る圧縮記帳

助成金等の交付目的に適合した固定資産の取得等をした場合、その助成金等の返還を要しないことが確定した事業年度において助成金等相当額を圧縮記帳により費用計上することができます。

交付決定日の属する事業年度中に助成金等の確定通知を受けていない場合には、返還を要しないことが事業年度終了の時までに確定していませんので、交付決定日の属する事業年度において圧縮記帳をすることができず、確定通知日の属する事業年度まで収益を繰り延べることとなります。

2. 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金

この特別利子補給制度については、事前に最長 3 年分の利子相当額の交付を受けるものの、交付を受けた時点では収益として確定せず、対象となる融資に係る支払利子の発生に合わせて、その発生する支払利子と同額を収益として計上します。

3. 民間金融機関による実質無利子・無担保融資により受給した保証料補助

信用保証協会に支払う保証料を直接国が支払うため、事業者はその額の保証料の支払が生じません。この場合は特段の処理を行わなくても差し支えありません。

保証料の半額を補助された場合には、その支払った保証料の額を前払保証料等として資産の部に計上し、保証期間の経過に応じて、対応する保証料の額を費用に振り替えることとなります。

☆ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業者が国や地方公共団体から支給を受ける助成金や給付金については、消費税の課税対象となりません（消費税不課税）。